

No	質問	回答
【Ⅰ】対象店舗		
1	補助対象者は？	以下の要件を全て満たす中小企業者等であることが必要です。 ・食品衛生法第５２条に規定する営業許可証（飲食店営業または喫茶店営業）を有し、熊本市内に所在する飲食店等（ただしテイクアウト、デリバリー専門店、移動販売を除く）の経営者である ・業種別ガイドラインを遵守している ・市税滞納がない ・熊本市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当しないものであること ※ただし、令和2年度に本補助金の交付決定を受けた店舗は対象外となります。
2	中小企業者の定義を教えてください。	飲食店の場合は、「資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下」または「常時使用する従業員の数が50人以下」のいずれかを満たす必要があります。 飲食を伴うカラオケボックスの場合は、「資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下」または「常時使用する従業員の数が100人以下」のいずれかを満たす必要があります。
3	「常時使用する従業員」の定義は？	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員をいいます。 よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。 ※以下に該当する者は除きます。 会社役員及び個人事業主、日日雇い入れられる者、2箇月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者。
4	中小企業等の「等」とは何を含みますか？	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）が含まれます。
5	飲食店とは？	営業許可（飲食店営業または喫茶店営業）を受け、客の注文に応じ調理をした飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる店舗をいいます。 ただし、テイクアウト、デリバリー専門店、キッチンカー等の移動販売は除きます。
6	ビルオーナーです。飲食店の代わりに申請できますか？	ビルオーナーからの申請も可能ですが、対象店舗の経営者の合意を得た上でご申請ください。
7	市内で複数の店舗を経営している場合の取り扱いは？	店舗ごとに支援を行います。例えば、３店舗の経営をされており、すべてが支援対象の飲食店であれば３店舗それぞれに支援を行います。ただし、１店舗あたりの補助金額の上限は１５万円となります。
8	店舗は熊本市内にありますが、本社が熊本市外にある場合、支援対象となりますか？	店舗が熊本市内に所在することが要件となりますので、本社が市外にあっても対象となります。
9	店舗は熊本市外にありますが、本社が熊本市内にある場合、支援対象となりますか？	熊本市内の店舗を対象としていますので、店舗が熊本市外であれば、本社が熊本市内にあっても対象にはなりません。
10	開業予定で店舗準備を行っていたところ、コロナ禍により開業を見合わせており、未だ開業できていないのですが、対象となりますか？	原則として、申請時点においてすでに開業している必要があります。 また、営業許可前に購入した物品は対象外となります。

No	質問	回答
11	店舗の中に飲食スペースがありますが、対象となりますか？	※食品衛生法第52条に規定する営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業）を取得していることが前提です。 下記の条件をすべてみたす場合は対象となります。 ①不特定多数の客の利用が可能で、客の注文に応じ飲食物を提供していること ②飲食店内に客が飲食できるスペースがあること ③飲食店営業または喫茶店営業の営業許可証を持っていること ただし、補助対象となるのは、飲食スペースのみが対象です。 また、コンビニやスーパーなど客が自由意思で店内で購入した飲食物を食べるための飲食スペースだけの場合は対象外です。
12	一つの施設に複数の店舗が混在している場合の取り扱いはどうなりますか？ （例）書店とカフェが混在している場合 など	※食品衛生法第52条に規定する営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業）を取得していることが前提です。 下記の条件をすべてみたす場合は対象となります。 ①不特定多数の客の利用が可能で、客の注文に応じ飲食物を提供していること ②飲食店内に客が飲食できるスペースがあること ③飲食店営業または喫茶店営業の営業許可証を持っていること。 ただし、補助対象となるのは、飲食スペースのみが対象です。 また、コンビニやスーパーなど客が自由意思で店内で購入した飲食物を食べるための飲食スペースだけの場合は対象外です。
13	ホテル・旅館の中に飲食店を経営しています。 対象となりますか？	※食品衛生法第52条に規定する営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業）を取得していることが前提です。 下記の条件をすべてみたす場合は対象となります。 ①不特定多数の客の利用が可能で、客の注文に応じ飲食物を提供していること ・・・宿泊客しか利用できない場合は対象外（特定の客のみ利用） ②飲食店内に客が飲食できるスペースがあること ③飲食店営業または喫茶店営業の営業許可証を持っていること。 ただし、飲食店部分のみが対象となります。
14	ショッピングモールのフードコートなどの設備は対象となりますか？	飲食スペースなどの共有部分は対象外となります。
15	申請時の業種選択において、営業する店舗の業種が複数に該当する場合は？	店舗の主たる営業形態として最も近い内容を１つ選択してください。
16	他業種（製造業、スーパー、その他接客業）ですが、感染リスクがあります。なぜ対象外なのですか？	今回の支援は、新型コロナウイルス感染症拡大から1年が経過しましたが、飲食店でのクラスターが全国的にも多発しており、感染拡大防止の観点から飲食店に限った支援としています。
17	キッチンカーで営業しています。対象になりますか？	移動販売は今回の支援対象である飲食店には含まないため、対象外となります。
18	コンビニ・スーパーのイートインは対象ですか？	対象外です。
19	全国チェーンの飲食店を展開していますが、対象ですか？	中小企業・小規模事業者であり、熊本市に店舗があれば対象となります。
20	社会福祉法人や学校法人が営む飲食店は対象ですか？	対象です。
21	宗教法人や政治団体が営む飲食店は対象ですか？	政治団体や宗教団体が営む飲食店は、今回の支援の対象ではありません。

No	質問	回答
22	昼（食堂）、夜（居酒屋）で経営者が違う場合の申請方法は？	同一店舗の改修に係る申請の場合は、時間帯により経営者が異なっても、双方からの申請は認められません。双方で協議の上、どちらかの代表者から申請ください。
23	パチンコ店内の飲食店は？	※食品衛生法第52条に規定する営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業）を取得していることが前提です。 下記の条件をすべてみたす場合は対象となります。 ①不特定多数の客の利用が可能で、客の注文に応じ飲食物を提供していること ②飲食店内に客が飲食できるスペースがあること ③飲食店営業または喫茶店営業の営業許可証を持っていること。 ただし、補助対象となるのは、飲食スペースのみが対象。 また、客が自由意思で店内で購入した飲食物を食べるための飲食スペースだけの場合は対象外です。
24	主たる事業が「飲食店」とは？	下記の条件をすべてみたす場合は対象となります。 ①不特定多数の客の利用が可能で、客の注文に応じ飲食物を提供していること ②飲食店内に客が飲食できるスペースがあること ③飲食店営業または喫茶店営業の営業許可証を持っていること。 ただし、補助対象となるのは、飲食スペースのみが対象。 また、コンビニやスーパーなど客が自由意思で店内で購入した飲食物を食べるための飲食スペースだけの場合は対象外です。
25	オーナーの同意が取れませんが、改修できますか？	建物の所有者であるオーナー等の許可が必要な改修工事である場合は、同意が必要です。
【２】相談窓口/アドバイザー派遣		
1	アドバイザーとはどのような人ですか？	市から派遣するアドバイザーは、下記の観点から助言ができる者をいいます。 店舗従業員と来客の安全衛生管理のため、サービスの提供方法や店内清掃の徹底等、感染拡大防止に有効である衛生環境保持のために適切な助言を行うに十分な経験や知識を備えた者。
2	営業後（深夜）にアドバイザーに来て欲しいのですが、可能でしょうか？	アドバイザーの訪問時間は20:00までとしております。派遣可能な時間での日程調整をお願いします。
3	アドバイザーの予約方法は？	専用WEBサイトからのご予約、もしくはコールセンターへのお電話でご予約ください。 アドバイザーを派遣し相談に応じます。 【専用WEBサイトURL：https://va.apollon.nta.co.jp/kumamoto_support/joho?MODE=top】
4	アドバイザー派遣はすぐ来てくれますか？	混雑状況によりますが、出来るだけ早くお伺いできるように努めます。
5	相談できるのは、1回のみですか？	原則として、1店舗につき1回のご相談となります。複数回に渡る助言が必要な場合は、相談内容を踏まえて判断します。
6	訪問に要する時間は？	相談内容に応じて変わりますが、1店舗当たり1時間程度を目安としてお考え下さい。
【３】補助金（小規模改修・備品購入等上限15万円）		
（１）申請手続き		
1	物品購入や工事施工を予定していますが、補助の対象になるかわからない状態で実施してよいのでしょうか？	補助の対象となるかどうかについて不安な方は、事前にコールセンターへお電話ください。 なお、空間の拡張や個室化など、一部の工事等については、対象可否の判断のため、施工前に工事事前相談シート及び営業許可証の写し、工事の見積書・明細書、施工前の写真、工事の図面等をご提出いただきます。

No	質問	回答
2	申請書を提出した直後に新たに対象物品を購入しましたが、限度額の範囲内であれば複数回の申請ができますか？	1店舗あたり1回限りの申請となります。 ※令和2年度に本補助金の交付を受けた店舗は対象外となります。
3	申請書類はどこで入手できますか？	熊本市ホームページよりダウンロードいただくか、ご希望に応じて、郵送でも対応いたします。郵送をご希望の場合は、コールセンターまでご連絡ください。 【熊本市ホームページURL：https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=29395】
4	補助金はWEBでの申請にしてほしいです。	関係書類の確認作業等もありますので、郵送のみの取り扱いと致します。
5	申請から振り込みまでどのくらいかかりますか？	書類審査後に店舗を訪問し、業種別ガイドラインの遵守要件を満たしていることが現地確認できた場合は、その後概ね2週間以内を目安に、速やかに支給します。ただし、申請の混み具合によっては、多少前後することがあります。ご了承ください。
(2) 対象経費		
1	対象の機器はどんなものがありますか？	空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、自動化設備（水栓、トイレ、手指消毒器等）、アクリルパーテーションなどを対象とし、15万円を限度に補助します。詳細については、熊本市ホームページ内に掲出している「対象・対象外経費事例一覧」にてご確認ください。対象となるかどうか、ご不明な場合はコールセンターまでお尋ねください。
2	補助対象経費は税込みですか？	消費税は補助対象外です。経費一覧へ対象経費を記入する際は、税抜き価格・税込み価格など、記入例に沿ってご記入ください。
3	補助対象となる期間はいつまでですか？	令和3年1月1日から、令和3年8月20日までに納品または施工がされ、その支出が完了した経費のみを対象とします。
4	すでに購入しています。対象となりますか？	令和3年1月1日以降に納品または施工がされ、支出が完了した経費を対象とします。 ただし、令和2年度に実施した「小規模改修等補助金制度」により補助金を受給した店舗は、今回の制度の対象外となります。
5	昨年（2020年12月31日以前）、感染防止対策をしていました。対象として欲しいです。	昨年、同制度を実施していたことから、1月1日以降に納品または施工がされ、支出が完了した経費を対象といたします。 それ以前の場合は対象外となります。
6	製品の在庫不足などにより8月20日までに設置・納品・支払ができない場合はどうなりますか。	対象となりません。 補助金申請日までに納品又は施工がされ、支出が完了した経費が対象となります。
7	感染拡大防止対策を行ったら要請があっても休業しなくて良いのですか？	熊本県からの休業要請が出された場合、その内容等については熊本県にお問い合わせください。
8	リースやレンタル費用は対象となりますか？	令和3年1月1日以降に納品または施工され、申請時、既にその支出が完了した経費は対象とします。ただし、年払い等の場合は、対象期間（令和3年1月1日～令和3年8月20日）部分を按分した上で対象経費とします。
9	インターネットでの購入も対象となりますか？	対象となります。ただし、領収書等の発行が可能で、購入日、購入品目、宛名、支払日、支払金額、支払相手方等が確認できることが必要です。
10	店舗兼住宅はどこに取り付けても対象となりますか？	店舗部分のみの対象となります。
11	3密対策として、事前予約や混雑状況等が分かるアプリシステムなどの購入・導入は対象となりますか	導入に係る機器の費用は対象となりますが、ソフト、ランニングコストや登録料等は対象外です。
12	送料も含めて対象ですか？	送料がかかる物品等が対象経費となるものについては、送料も含めて対象です。ただし、送料の詳細が確認できる書類など（運送会社が発行した配送伝票）をご提出ください。
13	代引き手数料は対象ですか？	代引き手数料は対象外です。その他、カード決済手数料や振り込み手数料も対象外となります。

No	質問	回答
14	支払いを確認できる書類を廃棄してしまいましたが、申請は可能ですか？	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象と認められません。領収書等支払いが確認できる書類を再発行いただき、ご申請ください。
15	施行前、施工後の写真は必要ですか？	密集・密接の回避に資するものとして、空間拡張・個室化工事等を行う場合は、施工前に工事事前相談シート等の提出が必要であり、工事前の写真添付が必須となります。 その他、工事費用を対象経費として申請する場合は、可能な限り、施工前の写真も提出をお願いします。
16	テラスを設置しようと考えていますが、対象となりますか？ また、店内スペースを区切ることは対象になりますか？	施工前に、工事事前相談シート等の提出が必要です。 ご不明な点は、コールセンターまでお尋ねください。
17	熊本市外の事業者からの物品購入は認められますか？ また、熊本市外の事業者による備品取り付けは認められますか？	対象となります。
18	ポイントを使って支払いました。対象ですか？	ポイントでの支払いは認められません。 また、支払った経費の中に、一部ポイントやクーポンなどの利用による割引がある場合は、対象経費から差し引く計算が必要となります。詳しくは、別紙「割引等がある場合の【経費一覧】記載方法について」をご覧ください。
19	クレジット払いやネットバンキングのため領収書がありません。	購入した物品等が分かる明細（請求書などの内訳が分かる書類）と合わせて、クレジット払いやネットバンキングの取引履歴等の、支払者、支払日、支払金額、支払い相手方等が確認できるものを提出してください。
20	レシートしかありません。どうしたらよいですか？	購入先に領収書等を発行できないか確認してください。 宛名に、「商号」「事業者名」または「代表者氏名」が記載されていることが必要です。
21	改修の際の休業補償は、上限と別に上乗せして欲しいのですが。	申し訳ありません。設備導入の工事に伴う休業に対する支援であるため、補助限度額１５万円の範囲内での支給となります。なお、休業協力金の上限は、１店舗につき３万円とし、店舗内で工事、改修を行わない日及び定休日を除きます。
22	国の持続化給付金や家賃支援金、熊本県の休業要請協力金と重複してもいいのですか？	他の補助事業で同一物品・工事等について交付決定または支払いを受けた経費は対象外です。
23	購入費の消費税分が対象とならないのはなぜですか。	補助事業における仕入に係る消費税等相当額の取扱に基づいて、その取扱いを定めているところです。 消費税仕入税額控除制度により、仕入れ時に消費税が課されないよう消費税額を控除する制度がありますが、この制度により補助金の消費税を控除する手続きを事業者が行うこととなります。 これだと、事業者の手続きの煩わしさや消費税の滞留が（手続を行わない）発生する恐れがあるため、手続の簡素化と滞留を発生させないため、補助金や対象となる経費は消費税を控除して取り扱っております。
(３) 改修に伴う休業		
1	改修に伴う休業の証明方法は？	①工事業者からの工事日程表等の施工期間が確認できるものと、②店舗が施工期間中に休業したことが確認できるチラシやSNS画面の印刷物などで、該当期間を確認します。 ①②両方の提出が必要です。
2	店舗が施工期間中に休業したことが確認できるチラシやSNSなどがありません。どうしたらよいでしょうか。	休業期間が確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。
3	定休日に工事した場合も協力金の対象になりますか？	工事着手日から完了日までの期間中であっても、あらかじめ設定されている定休日や他の理由による店休日の場合は対象外となります。また、対象となるのは、当該店舗内で工事、改修等が発生した日のみで、休業協力金の上限は１店舗につき３万円となります。

No	質問	回答
4	ビルオーナーが換気の向上や密集・密接の回避に伴う設備等の改修で補助金申請をされました。飲食店は、この工事に伴い休業しましたが休業協力金は申請できますか？	ビルオーナーが改修工事し補助申請した場合は、飲食店の休業協力金は申請できません。
5	熊本県の休業要請期間に工事を行いました。休業協力金は対象ですか？	工事、改修に伴い休業となった場合は対象となります。ただし、休業協力金の上限は3万円とし、当該店舗内での工事、改修を行わない日及び定休日を除きます。
6	小規模改修等補助金と換気設備等改修補助金の改修期間が重なった場合、休業協力金の申請は、両方できますか？	小規模改修等補助金と換気設備等改修補助金の改修期間が重複する場合は、両方での申請はできません。換気設備等の改修補助金で申請してください。
【4】業種別ガイドライン		
1	業種別ガイドラインとは？	昨年5月4日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められたことにより各業界団体が作成されたものです。
2	どのガイドラインを参考にすればよいかわかりません。	業態に近いものを選んでください。 外食産業・・・食堂、レストラン、専門料理店、居酒屋等 社交飲食業・・・バー、キャバレー、スナックなど接待を伴う飲食店 カラオケボックス・・・カラオケボックス
3	各業界団体、組合に加盟していないのですが、業種別ガイドラインによる判断が必要ですか？	組合等への加盟有無にかかわらず、本事業においては、業種別ガイドラインの遵守が要件となりますので、貴店の業態に一番近い業種別ガイドラインチェックリストを選んでください。
4	県のチェックリストをクリアしても認められますか？	国において業種別ガイドラインの周知と取組が推奨されているため、本事業においては県のチェックリストではなく、業種別ガイドラインによるチェックリストの遵守を求めています。
5	業種別ガイドラインのクリア基準は？	重点項目がすべて実施されており、かつ、チェックシート全体の実践状況比率が60%を超えていることが必要です。
6	業種別ガイドラインのクリア基準が厳しいです。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ガイドラインチェックシート全体の60%超えの遵守が必要と考えています。ただし、個室がない、デリバリーを行っていない等、そもそも店舗の営業形態により実施ができない項目については、該当なし項目として貴店が取り組むべき対策項目数から除外し、該当なし項目以外の項目の遵守状況が60%を超えているかどうかで判断することになります。該当しない項目がある場合は、チェックリストの「該当なし」欄にレ点を入れ、隣の欄に該当しない理由をご記入ください。
【5】感染者が出た場合の対応		
1	感染者が出た場合の対応は？	保健所が行う疫学的調査に必要な協力を行うとともに、感染状況に照らして必要な場合は店舗名を公表するなど、保健所の指導に従うようにお願いします。
2	実践店と確認された後、新型コロナウイルスの感染者が出てしまいました。店舗名を公表したくないから、補助金返還したいができますか？	店舗名の公表は、感染経路が把握できないなど、感染拡大防止に必要と判断された場合に行うものであり、補助金を返還する・しないに関わらず、必要があれば、店舗名を公表することになります。

No	質問	回答
【6】感染拡大防止実施店について		
1	感染拡大防止実践店とはどのようなものですか。	熊本市が店舗を訪問し、業種別ガイドラインの遵守状況を確認できた、感染拡大防止に取り組んでいる店舗のことです。 感染拡大防止実践店に認証した店舗は、市民の皆様に安心してご利用いただける店舗であることを周知するため、専用WEBサイト等で紹介しています。
2	専用WEBサイトではどのような情報を掲載するのですか？	店舗情報、URL、店舗の写真、店舗で実践されている感染拡大防止対策内容を掲載しています。
3	小規模改修等補助金の申請をしないと感染拡大防止実践店として認証されないのですか。	補助金の申請をせず、感染拡大防止実践店の認証のみの申請も可能です。 また、小規模改修等補助金の申請対象とならない中小企業者等以外が経営する店舗も、感染拡大防止実践店の申請が可能です。
4	感染拡大防止実践店として認証され、交付されたステッカー等を貼っている店舗は、熊本市の公認になりますか？	感染拡大防止対策に取り組んでおり、各業界団体が示す業種別ガイドラインを遵守していることを熊本市が認証した店舗となります。
5	感染拡大防止実践店は、コロナにかからないというお墨付きがもらえるのですか？	感染リスクの軽減のために、感染拡大防止対策状況の確認を行っているものであり、それによって新型コロナウイルス感染症が発生しないことを保証するものではありません。
6	補助は受けたが、感染拡大防止実践店のサイトには掲載して欲しくない。	補助金助成を受けた店舗は、同意書のチェック項目にもあるとおり、感染拡大防止実践店として掲載させていただきます。あらかじめご了承ください。
7	感染拡大防止実践店と認証された後、新型コロナウイルスの感染者が出てしまいましたが、補助金を受けとった場合は、返還しないといけないのでしょうか？	補助金を交付されている場合でも、補助金の返還は必要ありません。
8	補助金を受け取って感染拡大防止実践店と確認された後、新型コロナウイルスの感染者が出てしまいましたが、補助金を返還すれば保健所の指導に従わなくてもよいのですか？	補助金を返還された場合でも、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める保健所が行う調査には従っていただきます。